

重度障がい者等日常生活用具(ストーマ用装具・紙おむつ等用)の申請について

申請に必要なもの

申請書

障害者手帳

特定疾患医療受給者証など(難病を理由として申請する場合)

見積書(見積書の徴取について福島市に「依頼する」を選択すれば省略可)

医師の意見書(以下の場合に要添付)

- ①たん吸引器、吸入器の申請で、呼吸器の障害名がない場合
- ②動脈血中酸素飽和度測定器の申請で、呼吸器の障害名がない場合
- ③難病を理由として申請する場合

個人番号に関するもの(以下の①、②のどちらか)

- ①個人番号カード
- ②「個人番号通知カード」と「写真付きの本人確認書類(身体障害者手帳でも可能)」

ストーマ用装具について

ストーマ用装具は、翌月分からの申請になります。

基本的には、1月、7月の年2回申請になります。

そのため、申請する月によっては、1～6か月分の申請になる場合もあります。

負担金額について

原則:基準額の1割負担

住民税課税状況により、月額負担上限額が異なります。

世帯の範囲は、18歳以上の障がい者の場合は、本人及び配偶者が世帯の範囲となります。

18歳未満の障がい児の場合は、同一世帯の全員となります。

- ・生活保護世帯 : 月額負担上限額 0円(基準額内の自己負担なし)
- ・市民税非課税世帯 : 月額負担上限額 0円(基準額内の自己負担なし)
- ・一般(住民税課税世帯で下記以外) : 月額負担上限額 37,200円
- ・一定所得以上(住民税課税世帯で住民税所得割額が46万円以上の方がいる世帯)
 - 【障がい者】給付対象外(全額自己負担)
 - 【障がい児】月額上限負担額 37,200円

基準額を超えた部分については、自己負担になります。

決定までの期間

通常1～2週間で決定の通知をいたしますが、書類の状況により変わる場合もあります。